

質疑応答集

令和3年度

Q 入札物件に記載された貸付期間の延長の可能性はありますか？

A 賃貸借期間満了後、賃貸借期間を延長することはできません。物件により異なりますが、契約期間満了後も当面利用見込みのない物件について引続き貸付けをする場合は、改めて入札を行い借受者を決定します。

Q 県外の企業だが申込はできますか。

A 申込できます。

Q 契約書に賃料改定条項があるが、借受者からコロナ等による事業不振等で賃料減額を願えますか。

A 借受者からの減額申請には応じません。改定条項は、経済状況等を勘案するものです。

Q 会社の業務として社員が手続きをする場合、委任状は必要ですか。

A 必要ありません。別人格の第三者に委託等をする場合には必要になります。

Q 入札が不調になれば随意契約を受け付けると記載があるが、可能性はありますか？

A 随意契約となる物件は、開札後にしか分からないため、開札終了後にホームページでご確認ください。

Q 契約書に借主からの解約条項があるが、理由に関係なく6カ月前に申し出れば解約できますか。その際のペナルティはありますか。

A 理由は問いません。借主の都合で途中解約した場合、当該物件の次回の入札には参加できませんが、他の物件には参加できます。